

購入する前に確認しましょう！

☆インターネット通販等で公道が走れるかのような表示で販売しているペダル付き電動2輪車の中には、“自転車”として公道が走れないものもあるので、購入前に十分確認しましょう。型式認定のTSマークも目安にしましょう。

インターネット通販等では、外観が電動アシスト自転車に似ているペダル付き電動2輪車が、「電動自転車」などの名称で販売されています。しかし、実際にはペダルをこがずにモーターのみで走行できる機能があるなど、道路交通法の定める基準に適合しないものがあります。基準に適合しないものは、たとえペダルを用いて人の力のみによって走行する場合でも、原動機付自転車を運転しているとみなされるため、自転車として公道を走行することはできません。

インターネット上では、あたかも自転車として公道が走れるかのような表示をして販売していることもあります。購入の際は、型式認定のTSマークを目安にするなど、自転車として公道を走行することが可能であることをしっかり確認しましょう。



●本内容は、独立行政法人国民生活センターホームページ内の「くらしの危険」コーナーにてダウンロードできます。

<http://www.kokusen.go.jp/kiken/index.html>

●本内容の詳細は、独立行政法人国民生活センターホームページに掲載しています。

<http://www.kokusen.go.jp/>

「くらしの危険」は、全国の消費生活センター、医療機関等から収集した情報をもとに、被害や事故の未然防止・拡大防止のために作られています。
 特定の商品・サービス等を推奨するものではありません。
 商品やサービス、設備によって起きた事故の情報を最寄りの消費生活センターにお寄せください。
 無断転載はお断りいたします。



独立行政法人
国民生活センター

〒252-0229 神奈川県相模原市中央区弥栄3-1-1 TEL.042(758)3165 ●2014年5月発行

イラスト=川崎 敏郎

くらしの危険 Number 319

公道走行できないペダル付き電動2輪車

インターネット通販などで、公道を走行できないペダル付き電動2輪車が販売されています。

モーターのみでも走行できるなどの機能を有したものは、道路交通法上「原動機付自転車」とみなされるため、自転車として公道を走行することができません。公道が走行できないことを知らずに安易に使用してしまうと、法律違反となり、罰則の対象になってしまいます。

また、ペダル付き電動2輪車は、外観がいわゆる電動アシスト自転車と類似しているため、「買った後で公道を走れないことに気付いた」ということがないように注意が必要です。



公道走行できない理由は？電動アシスト自転車とは何が違うの？

★電動アシスト自転車とは・・・

いわゆる『電動アシスト自転車』は、人力を補助するモーターの出力がペダルを踏み込む力の2倍以下であることなど、道路交通法の定める基準(注1)に適合しています。道路交通法では『駆動補助機付自転車』と呼ばれ、自転車として公道走行ができます。

(注1) 速度が10km/h未満ではペダルを踏む力とモーターによる補助力の比(アシスト比)が最大で1:2(2008年の改正前は最大1:1)、10km/h以上では走行速度が上がるほどアシスト比が徐々に減少して、24km/hでは補助力が0になること、容易に改造できない構造であること、など。



★公道走行できない電動2輪車ってどういうもの？

モーターの動力のみで走行できたり、ペダルを踏み込む力の2倍を超える動力で走ってしまうものは、基準に適合しないペダル付き電動2輪車です。これらは、道路交通法上は自転車ではなく『原動機付自転車』などとみなされるため、原動機付自転車の保安基準(注2)などへの適合が必要です。

(注2) 原動機付自転車を公道で走行させるためには、道路運送車両法で定められた道路運送車両の保安基準に適合した保安部品(前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、方向指示器、後写鏡など)を備えなければなりません。

さらに、市区町村からナンバー(標識)の交付を受けて表示し、軽自動車税を納付し、自動車損害賠償責任保険へ加入する必要があるほか、原動機付自転車を運転できる免許証を取得し、運転時はヘルメットを着用する必要があります。



こんなトラブルがおきています

PIO-NET*には、公道を走行できないペダル付き電動2輪車に関する相談が寄せられていて、購入した後になって公道で使用できないという事が分かった、といった内容が目立ちます。

*国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベースのことです。

ケース 1 ネット通販で購入した電動自転車が、走行中ペダルを踏まないのにモーターが回る。公道が走れない原動機付自転車に当たるか知りたい。
(2012年3月受付、30歳代、男性、東京都)



ケース 2 電動アシスト自転車をネット通販で購入したが、送付後組み立てるときにアクセルが付いているので取扱説明書を見ると公道を走れないとの記載があり、原付自転車であることが分かった。
(2011年1月受付、40歳代、女性、奈良県)

ケース 3 通販の電動折りたたみ自転車。到着後に公道を走れないと分かったので、返品したい。電動アシストの折りたたみ自転車なのに、バイクのように右ハンドルのスロットルを向こう側にひねると走り出してしまう。
(2010年8月受付、50歳代、女性、東京都)

